

令和元年度第2回尾張旭市男女共同参画審議会会議録

- 1 開催日時
令和元年8月27日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂2
- 3 出席委員
松澤裕子、唐井富博、岡崎信久、近藤真記、安井順子、松原しず、恩田学、
庭野正行、鈴木一平 9名
- 4 欠席委員
三浦庄三、谷山れい子、山田恵子 3名
- 5 傍聴者
1名
- 6 出席した事務局職員等
市民活動課主幹 西尾頼子、市民活動課男女共同参画係長 大津奈々子、
市民活動課男女共同参画係主事 石川礼奈 3名
- 7 その他同席者
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 津田成美
- 8 議題等
第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し素案について
- 9 会議の要旨

事務局 (主幹)	<p>皆様、本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 市民活動課主幹の西尾と申します。</p> <p>ただ今から、令和元年度第2回尾張旭市男女共同参画審議会を開催いたします。終了は12時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、12名の委員のうち、9名の方に御出席をいただいております。尾張旭市男女共同参画審議会規則第4条第2項の規定する過半数の出席を得ておりますので、本審議会は成立しておりますことを、まずもって御報告申し上げます。</p> <p>また、本会議は、市の「附属機関の会議の公開に関する基準」に基づき、傍聴を認めていること、また「附属機関の会議録等作成に関する基準」に基づき、情報公開の対象となりますことも、あわせて御了承ください。</p> <p>それでは、会議開催にあたりまして、尾張旭市男女共同参画審議会会長の松澤裕子様より、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<挨拶>

<p>事務局 (主幹)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、次に、資料の確認をお願いいたします。 <資料の確認> 本日は、プランの中間見直しに関する支援をお願いしております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の津田様にも同席いただいております。津田様には、今年度開催する審議会に同席いただく予定ですので、御承知おきください。 本日の議題は、「第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し素案について」でございます。 それでは、早速議事に移ります。進行は当審議会の議長であります松澤会長をお願いいたします。 松澤会長、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に移ります。 次第2 議題「第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し素案について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p><説明></p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。素案第2章「尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題」について、説明いただきました。 ボリュームがあるので、区切りながら見ていきたいと思います。まず、5ページから9ページまでの「統計データに基づく尾張旭市の状況」について、お気づきになった点はありますか。</p>
	<p><意見なし></p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、次に10ページから16ページの「市民意識調査の結果」についてはいかがですか。</p>
	<p><意見なし></p>
<p>議長</p>	<p>調査結果のポイントを分かりやすくまとめていただいているので、特にないかと思われま。次に17ページから19ページの「団体ヒアリング・企業ヒアリングの結果」についてはいかがですか。</p>
	<p><意見なし></p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、次に20ページの「基本目標ごとの推進状況(指標の現状値)」についてですが、ここについては前回審議しましたので、このままでいいのではないかと思います。 次に21ページ、22ページの「現状・課題のまとめ」について、いかがですか。ここが一番重要なので、御覧になる方が多いかと思えます。私からお聞きしたいのですが、まとめの部分はどのような並び順で書かれているのでしょうか。おそらく、施策の順かと思うのですが、読む側としては内容が重複しているように感じたり、LGBTの話の後に家庭生活や職場での男女平等が出てくるなど話が戻ってしまうように感じるので、話の順番を整理する方がいいのではないかと思います。</p>

事務局 (係長)	雑然としている部分や、文章量が多いこともあり、分かりにくくなっているかもしれません。並び順や重複している項目について整理し、会長と相談しながらまとめたいと思います。
松原委員	この素案のDVやハラスメントについての文章を読み、私が幼少の頃、近所に酒乱の父親が子どもに暴力を振るう家庭があったことを思い出しました。また、夫の暴力を受けている方から相談を受けたことがあります。 数年前に、市が作成した子ども向けの男女共同参画啓発誌は、盛りだくさんの内容で、とてもいいと思います。私達シニア世代は、色々な方から相談を受けることがあるので、男女共同参画を啓発するシニア版の冊子があればと思いました。子ども向け冊子ほど贅沢な仕様でなくてもいいと思います。シニアの大会などで配布されると、誰かの助けになるかもしれないと私の実体験から思いました。
議長	シニア版を作成されることについては、いかがでしょうか。
事務局 (係長)	実際の事業の中で考えていくことができるかもしれません。関連部局と協力しながら、今後考えていければと思います。
事務局 (主幹)	中間見直し後のプランの中で、検討していければと思います。
岡崎委員	22ページの最後の見出しの「DV・ハラスメントに対する…」のところで、「相談窓口の認知の向上」とありますが、「認知度の向上」ではないでしょうか。
事務局 (係長)	御指摘のとおりだと思います。適切な表現に修正いたします。
松原委員	「認知の向上」の後ろに、「(相談窓口)」としてはどうですか。
議長	見出しなので、もう少し短くてもいいように思います。
岡崎委員	コンパクトにする方がいいですね。細かいことは、下に続く文章の中で書けばいいのではないのでしょうか。
事務局 (係長)	全体的に見出しは短く、分かりやすく御意見いただきましたので、会長と相談し適切な形にまとめることといたします。
議長	他に、何かございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。 事務局より、素案第4章について説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>
議長	ありがとうございました。第4章の基本目標1と2について説明いただきました。区切りながら、御意見を伺おうと思います。まず、基本目標1について、特に廃止される事業について御意見がありましたら、お願いします。
岡崎委員	廃止する事業についてですが、旧体系の事業No.11「容姿・性別等に価値をおく施策等の禁止」は、この数年実施がないので廃止されるのだと思いますが、事業の中で「本市で実施しないととも、市民や

	<p>企業にも働きかけます」という言い方をしています。企業や団体においても未実施だとは言いきれないのではないのでしょうか。あえて廃止する必要はないと思いますが、どうですか。</p> <p>細かいことですが、旧体系の事業No.4と新体系の事業No.4について、文章中の「横断幕」を「のぼり旗」に変えたのだと思いますが、見直すほどのことではないと思いました。「横断幕等」「のぼり旗等」などの表記にすれば、何でも対応できるのではないかと思います。</p>
事務局 (係長)	<p>事業No.4については、事実と違うことが気になり訂正していますが、元に戻す方向といたします。</p>
議長	<p>旧体系の事業No.1 1「容姿・性別等に価値をおく施策等の禁止」については、例えば、瀬戸市の「せともの祭」では「ミスせともの」がパレードをしていますが、そのようなことは尾張旭市ではしないということでしょうか。</p>
事務局 (係長)	<p>尾張旭市では、例えばミスコンという行事も、第2次男女共同参画プランでは、やめていこうという方向性で進めています。確かに対外的な周知・啓発が抜けていたかもしれません。事業は廃止にせず継続する方向で、ということ審議会の意見としてよいのでしょうか。</p>
事務局 (主幹)	<p>旧体系の事業No.1 1を廃止せずに残す方向もありますが、あえて一つの事業として抜き出さずに、新体系の事業No.1やNo.2において男女共同参画週間や男女共同参画月間の中で啓発をしていくことも可能かとは思っています。</p>
岡崎委員	<p>わざわざ事業を消す必要はないかと思いました。このような思いは、やはりどこかに残しておかないといけないと思います。</p>
事務局 (係長)	<p>確かに、事業名として頭出しがされていることによって、気づいてもらえる部分もあるかと思います。審議会の意見として残す方向で進めます。</p>
議長	<p>基本目標1については、他によろしいですか。</p> <p>では、次に基本目標2について御意見はありますか。</p>
松原委員	<p>新体系の事業No.3 4には、「男女共同参画に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して実施します。また、市民団体やボランティアが行う男女共同参画に関する講座の企画や運営、団体同士の連携を支援します。」とすばらしいことが書いてあります。また、新体系の事業No.3 5には「尾張旭市地域防災計画の見直しや地域の自主防災組織の活動などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。」とあります。防災に関してもすばらしい団体がたくさんあるので、事業No.3 4の文章のように「自主防災組織」のあとに「市民団体など」を入れていただければ、市の災害対策室だけでなく、市民団体も一緒に防災活動を行っていることが伝わると思っています。災害対策室で活動している人達と連携、共有している部分のふくらみが出るのではないかと思います。</p>

岡崎委員	<p>新体系の事業No.34にある「市民団体同士の連携」は非常にいいことですが、具体的にはなかなか取り組めていないのではないかと思います。「団体連携を支援する」と言い切っていますが、今後5年間で実施できる具体的な策や考えはあるのでしょうか。</p>
事務局 (主幹)	<p>今日は欠席されていますが、谷山委員は男女共同参画のボランティア団体にも、防災関係の団体にも入っていらっしゃいます。そのようなところから、横のつながりについて何かできないか検討したいと思っています。</p> <p>渋川福祉センターの中に市民活動団体が登録している市民活動支援センターがあります。同じ分野の団体が集まり横のつながりを広げているところもあるので、団体同士で情報交換したいということであれば、市民活動支援センターを中心にできますので、検討したいと思います。</p>
岡崎委員	<p>新体系の事業No.32で「PTA母親代表の名称について、見直しを働きかけます。」とありますが、そもそも母親代表という役割が必要なのかについても議論が必要だと思います。今、この計画ですのか、別のところですのかは分かりませんが、名称を変更するだけでいいのか、任務や役割はどうなのか、そのようなことを、どこかで誰かが言っていないと変わっていかないのではないのでしょうか。</p>
事務局 (係長)	<p>PTAは全国的な組織であるため、役職名や役割の変更は難しい部分もあるかと思います。そのため、尾張旭市の中では呼び方を変えていこうというのが、この事業の趣旨ではあります。全国的に、母親代表という呼び方を変えようという気運も、今後高まるかもしれません。</p>
岡崎委員	<p>変えていくには、このような意見を上に上げていくことが必要だと思います。</p>
松原委員	<p>私もPTA母親代表をしたことがあります。この言葉は40年程前に初めてできました。いわゆる男女共同参画というところから、父親も母親も一生懸命取り組もうというところからできた背景があると思います。全国大会に行けば母親代表という言葉を使えばいいですが、尾張旭市の中では名称を変えればいいと思います。</p>
近藤委員	<p>男性のPTA会長と副会長がいて、母親代表がいます。そうであれば、父子家庭では母親代表をしないということになりますね。尾張旭市の中の「総母代」という代表が、県の会議に行くそうです。</p>
恩田委員	<p>会長と副会長が男性と決まっているわけではないと思います。確かに母親代表というと、お母さんの代表なので女性になってしまい、平等感がないように思います。男女どちらでもいいと思いますが、現状ではなかなか難しいようです。</p>
議長	<p>3、4年前に、学校からPTAに立候補してほしいという話がありました。「PTA会長(男性)」と書いてあり、それとは別に「母親代表」がありました。すぐ学校に電話して、「なぜ会長が男性でないといけないのか、母親代表とは何か」と聞いたところ、きちんとした返事</p>

	<p>をもらえませんでした。その翌年から、「PTA会長（男性）」の「男性」はなくなったのですが、母親代表とは何かを聞いたところで、一市民の単なる意見と思われてしまったかもしれません。母親代表という名称についてもそうですが、このような場で、審議会の意見としてきちんと出して周知させるというプロセスを踏まないと変わらないのではないかと思います。</p>
岡崎委員	<p>子ども達には男女平等であり、性別による役割分担はないと言っておきながら、親はそのように分けられていることに違和感があります。今の時代に、母親代表という名称を使っているのはどうかと思います。</p>
事務局 (主幹)	<p>では、事業としては、この5年間で見直しを働きかけるという方向で進めるということにいたします。</p>
近藤委員	<p>新体系の事業No.25の「父子健康手帳」が不思議で仕方ありません。「母子健康手帳」には母体のことが書いてあり、子どもの健康状態も書き込めます。母があるなら、父も作ろうということだと思うのですが、父親の健康について書くわけではないですよ。子どもの健康手帳としてお父さんにも活用してほしいということだと思うので、「父子健康手帳」という名称はおかしくないですか。</p>
事務局 (係長)	<p>「父子健康手帳」は子育ての参考書としての活用や、節目の思い出を記入できるような手帳です。「母子健康手帳」だけでなく、最近は「父子健康手帳」を配布している自治体も多く、尾張旭市でも配布しています。</p>
近藤委員	<p>シングルマザーや、シングルファーザーの家庭もあります。お母さんがいない場合も、子どもが「母子健康手帳」を持ち続けることになりませんか。国の話になるので変えられないと思いますが、わざわざ「父子健康手帳」を作らなくてもいいのではと思いました。</p>
事務局 (係長)	<p>どちらかと言うと、今までの事業内容の方がいいということでしょうか。</p>
議長	<p>難しいですね。それなら「家族みんなの手帳」というような表現がいいのではないかと思います。</p>
近藤委員	<p>「子どもの健康手帳」という感じがいいと思います。母子、父子と分けなくてもよかったですと思います。</p>
事務局 (主幹)	<p>先程の御意見にもありましたが、「等」という言葉でまとめてしまってもいいかもしれません。現状、尾張旭市では「父子健康手帳」を配っていますが、ここにあえて「父子健康手帳を交付し」と書かずに言い方を変えてはどうかと思います。</p>
事務局 (係長)	<p>「母子健康手帳等を交付し、子育てに関する知識の普及を図ります。」とし、あえて「父子健康手帳」という言葉を使わずに表現する方向で進めてまいります。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。特にないようですので、次に移りたいと思います。</p> <p>基本目標3について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (係長)	<説明>
議長	ありがとうございました。ただ今説明がありました基本目標3について、新規事業や見直し事業、廃止は避けるべきと思われる事業や素案の中で気になる点など、どのようなことでも結構ですので、御発言をお願いいたします。
岡崎委員	新体系の事業No.52の介護について、「地域包括ケアシステムの構築を推進します。」とありますが、地域包括ケアシステムは既に構築されているのではないですか。知られていないというのが現実だと思いますが、システム自体はあるという認識ですが、いかがでしょうか。
事務局 (係長)	担当課によると、地域包括ケアシステムの構築を目指しているとのことです。道半ばという認識です。
岡崎委員	構築と併せて、地域包括ケアシステムのPRや周知についても出しておいた方がいいと思います。
事務局 (係長)	推進しながら、PRもしていくということですね。
会長	廃止される事業について、他に御意見はありますか。
近藤委員	旧体系の事業No.50では、放課後児童クラブについて「利用者の拡大や高学年のニーズにも対応できるように」とありますが、新体系の事業では高学年について触れられていません。ニーズに対応できたから削除されたということでしょうか。
事務局 (係長)	担当課に確認したところ、高学年のニーズには対応できているということでした。ワーク・ライフ・バランスという部分ではないかもしれませんが、児童館へのランドセル来館事業が始まるそうです。事前登録制で、子ども達は学校から直接児童館に行き、時間になると近所の子同士がグループで帰宅します。この事業により、高学年のニーズに対応できるのではとのことでした。そのため、新体系にある内容にしております。
近藤委員	学童よりは、もう少し緩い感じで見守りがあるということですか。
事務局 (係長)	児童の居場所づくりの事業とのことでした。
岡崎委員	新体系の事業No.45は、事業主に対して法制度についての働きかけをするという内容だと思います。今までは、企業側ではなく、市側が施策としてセミナーや講座を開催することに意味があったと思うのですが、新体系の事業No.45の事業だけになると、市側でやることなくなくなるということですか。どこか別のところに入っているのでしょうか。
事務局 (係長)	男女雇用機会均等法は法律なので、国や県の労働局などがチラシを配布して啓発しており、チラシには従業員の方も対象になることが書いてあると思います。基本目標1では、実施しにくい内容だと思うので、事業として元に戻すのがベストでしょうか。それとも新体系の事

	業No.4 5の中で「事業主に対して」を「事業主や従業員に対して」とする方がよいでしょうか。
岡崎委員	目的は法令の周知・定着だと思います。そのため、事業名はそのまま言い方を変えればいいのではないのでしょうか。男女雇用機会均等法について、事業主に知ってもらいたいというよりは、みんなに知ってもらいたいということですよね。周知・啓発は、やりつくしたというなら、事業を廃止してもかまいません。
議長	そもそも事業主の意識が高くないと、変わらないという反省があります。新体系の事業では、周知・啓発するターゲットが変わってしまいますね。
松原委員	旧体系の事業No.4 7もなくなるのですか。
事務局 (係長)	旧体系の事業No.4 7は廃止にはなりません。旧体系の事業No.4 7は、新体系の事業No.4 6に変更されます。
松原委員	旧体系の事業No.4 6は、新体系の事業No.4 5になり、担当課が産業課だけになるということですね。
事務局 (係長)	そうです。 男女雇用機会均等法における不利益取扱いの禁止や、セクシャルハラスメント、妊娠・出産に関する事項は、双方が知っていないと使いたくても使えないということがあるとと思います。審議会の意見として、内容を変更することといたします。
恩田委員	新体系の事業No.5 0の病児・病後児保育について、現状でも事業は行われているのですか。
事務局 (係長)	市内の病院で病児・病後児の一時預かりをしています。
恩田委員	事業の拡大や周知ではなく、継続して実施していくというだけの内容ですか。私自身が、このような事業をしていることを知りませんでした。
事務局 (主幹、係長)	担当課からは、このまま継続でという話でした。市内では1か所で実施していますが、施設の規模にもよるので、数を増やすことは簡単ではないと思います。周知やPRについては、この事業の内容には入っていません。
岡崎委員	一番近いところで子どもを預かってほしいという思いは皆あると思うので、今後は広域連携していかないといけないのではと感じます。自分のこととして極論を言うと、自分の会社で預かってほしいと思います。居住地が市外、勤務地が尾張旭市という方は、住んでいる場所でしか子どもを預かってもらえないことでいろいろと不都合もあると思います。通勤途中や勤務先でも子どもを預けられるよう、一つの自治体だけでなく、周辺市町との広域的な取組ができればと思います。

事務局 (主幹)	保育園はそのような形ができていますので、ある程度希望を言えるのではないかと思います。ただ、病児・病後児保育については市内に1か所しかないため、難しいかとも思いますが、御意見としては承りました。将来的に広域のものができると、より利用しやすくなるのではないかと思います。
唐井委員	旧体系の事業No.45の「男女が共に取得できる育児・介護休業制度について」は、新体系の事業No.42の「ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発」に含まれるとのことでしたが、ファミリー・フレンドリー企業は、大きな会社に取り組んでいる事例ばかりでした。小規模事業者が取り組みやすい環境づくりや、役立つ情報提供などを入れていただけないのではないかと思います。
事務局 (係長)	取組の計画をつくれればファミリー・フレンドリー企業に登録することができます。小規模事業者の方にも身近に感じてもらえるように、市としてPRをとという御意見だと思います。今後の取組として実施できればと思います。
議長	他に何かございますか。特にないようですので、次に移ります。基本目標4と5について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>
議長	ありがとうございました。 ただいま、説明がありました基本目標4と5について、お気づきの点や御意見はありますか。
岡崎委員	新体系の事業No.60の入札制度について、色々なやり方があるのではないと思うのですが、この内容とは相反するところとして、地元の企業では女性活躍が進んでいない状況があります。この入札制度だと、制度が進んでいる大きな企業は点数が高くなる傾向にあります。やみくもにこの制度を進めると、地元の企業が縁遠くなってしまわないでしょうか。地元を使うのがいいか悪いかは別として、総務課と産業課が連携して取り組んで、慎重に議論しながら進めていただきたいと思います。
事務局 (係長)	かなり大きな入札案件でしか使えないのでは、という意見も庁内では出ましたが、やることに意義があるのではないかという方向になりました。
岡崎委員	公契約条例も制定し動き出していて、色々な部署も関わりなかなか難しいとは思いますが、この施策自体は進めていってはほしいと思っています。進め方に気をつけていただければと思います。
事務局 (主幹)	地元の企業にもメリットがある方向も含めて、何を先に進めればいいのかを検討していきたいと思います。
松原委員	新体系の事業No.67について、市内でも買い物などで外国人の方をよく見かけるようになりました。新聞でも、豊田市の保見地区の状況が報道されていました。きちんと取り組んでいく体制が必要だと思

	ます。
近藤委員	外国人の方の相談窓口であり、外国人に対する困ったことなどの相談窓口ではないのですよね。
事務局 (係長)	外国人の方の相談窓口です。
近藤委員	言葉の通じる方が常駐しているのですか。言葉が分からないと相談もできないのですよね。
松原委員	ここに載っている相談窓口は、あいち国際プラザや愛知県の女性相談センターですよね。
近藤委員	尾張旭市には相談窓口がないのですか。
事務局 (主幹)	専用の相談窓口というものは、尾張旭市にはありませんが、学校であれば県の教育委員会と連携して通訳の方に来てもらうことはできると思います。また、市民活動団体で、昔から草の根支援として日本語教室をされているところもあります。市として具体的な支援は現在ないので、県の相談窓口を紹介させていただく形になります。
近藤委員	外国人の方本人が出向くのは難しくないでしょうか。本人は気づいていなくて周りが困っているという状態も多いと思います。小学校に通っているお子さんがいるなら、お母さんが外国人であることは市役所で把握できるので、相談員を行かせることもできると思いますが、そこまでの働きかけは難しいでしょうか。
事務局 (係長)	ケースによっては出向くこともあると思いますが、すべての相談をカバーできるかという点も難しいかもしれません。
松原委員	40代の方が仕事をせずに親の年金で生活していると聞いたことがあります。尾張旭市を元気あるまちにするには、若者に生き生きと暮らしてもらわないといけないと思います。少しのパートでもいいと思います。市の施策として何かできないでしょうか。
鈴木委員	ひきこもりの状態にある方の中には、発達障がいの方もいると思うので、障がい者も範疇に入れておかねばならないと思います。 話がかなり広がってしまいましたが、この計画でそこまで話を広げて大丈夫なのでしょうか。
事務局 (主幹)	今回皆様に御意見をいただいているのは、男女共同参画プランについてですが、市には他にも様々な計画があります。ひきこもりの状態にある方については、男女共同参画プランでは踏み込みづらい部分もありますので、他の計画も含めて市で方向性を考えていく必要があると思います。
松原委員	的を絞りながら、少しでも改善できる方法を検討していただければと思います。
近藤委員	ワーク・ライフ・バランスでは女性の話ばかりですが、仕事をしていない男性に対して、訓練施設の整備や講習会を企画するなどできないかと思います。
事務局	ひきこもりの状態にある方は、就労の場があっても、家から出てい

(主幹)	くことが難しいと聞きました。まず、どう出てきてもらうか、そこが難しいのではないかと思います。
岡崎委員	働きたくても働けない人、働きたくない人、働かなくていい人、様々なパターンがあると思います。これから労働人口が減少していくなかで、外に出て働いてほしいという思いもあると思いますが、慎重にいかねばならないと思います。
松原委員	少しでもいい方向にいくよう改善策を考えていただき、取り組んでいただければと思います。
議長	では、御意見が出尽くしたようですので、次に移ります。基本目標6について事務局から説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>
議長	ただ今説明がありました基本目標6について、御意見がありましたらお願いします。
	<意見なし>
議長	特にないようですので、第4章については皆様からいただきました御意見を踏まえ、事務局で素案を修正し、次回につなげていただきたいと思います。 引き続き、議題について事務局から何かありますか。
事務局 (係長)	<説明>
議長	ありがとうございました。資料1の4ページ目、その他について説明いただきました。 素案を全体的に見ていただいた感想などでも結構ですので、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (係長)	先程見ていただいた、施策の展開の現状と課題の言い回しについても結構ですので、何か御意見があればお願いいたします。
議長	素案の32ページの下から2つめの段落で、「女の子は『家事能力(料理、掃除など)のある子に育てほしい』、男の子は『経済力のある子に育てほしい』が高く、子どもの育て方について、男女共同参画の意識が十分でない状況がうかがえます。」とありますが、少しきつい表現だと感じました。この意識調査の質問は複数回答でしたが、その中で女の子は家事能力があってはいけないのかと言えば、そうではないと思いますし、男の子で経済力のあることも必要だと思います。そのような能力は男の子であれ、女の子であれ、必要なことだと思います。少し言い過ぎのような気がします。
近藤委員	具体的過ぎるのではないですか。
議長	回答の選択肢を挙げると、このような回答が多くなってしまうと思います。男女共同参画の意識が十分でないと言ってしまおうと、それなら逆転すればいいのかと言えばそうではありません。男女共同参画を強調するにあたり、女が男より優位に立てばいいと思われてしまっ

	はいけないということが常にあります。
事務局 (主幹)	では、その部分について修正いたします。他に御意見がないようでしたら、今回頂いた御意見を審議会意見として、答申用に素案を修正いたします。
事務局 (係長)	会長と調整しながら修正し、次回の審議会でお示しできるようにしたいと思います。
議長	他に御意見はございませんか。
	<意見なし>
議長	特にないようですので、議題については終了させていただきます。 事務局の方で、修正をお願いいたします。 では、次に移ります。次第3その他について、事務局から何かございますか。
事務局 (係長)	<年次報告書の作成等について説明>
事務局 (主幹)	今月末で、皆様の男女共同参画審議会委員としての任期が満了となります。今回で退任される委員の皆様におかれましては、今までお忙しい中、本当にありがとうございました。今後も、委員として残られる方につきましては、引き続きプランの見直しをはじめ、本市の男女共同参画行政へのお力添えをよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、これにて令和元年度第2回尾張旭市男女共同参画審議会を終了させていただきます。 皆様、長時間にわたり、大変お疲れ様でした。